



双葉町復興まちづくり計画（第二次） 実施計画



～ “町民一人一人の復興” と “町の復興” に向けた取組 ～

平成29年3月

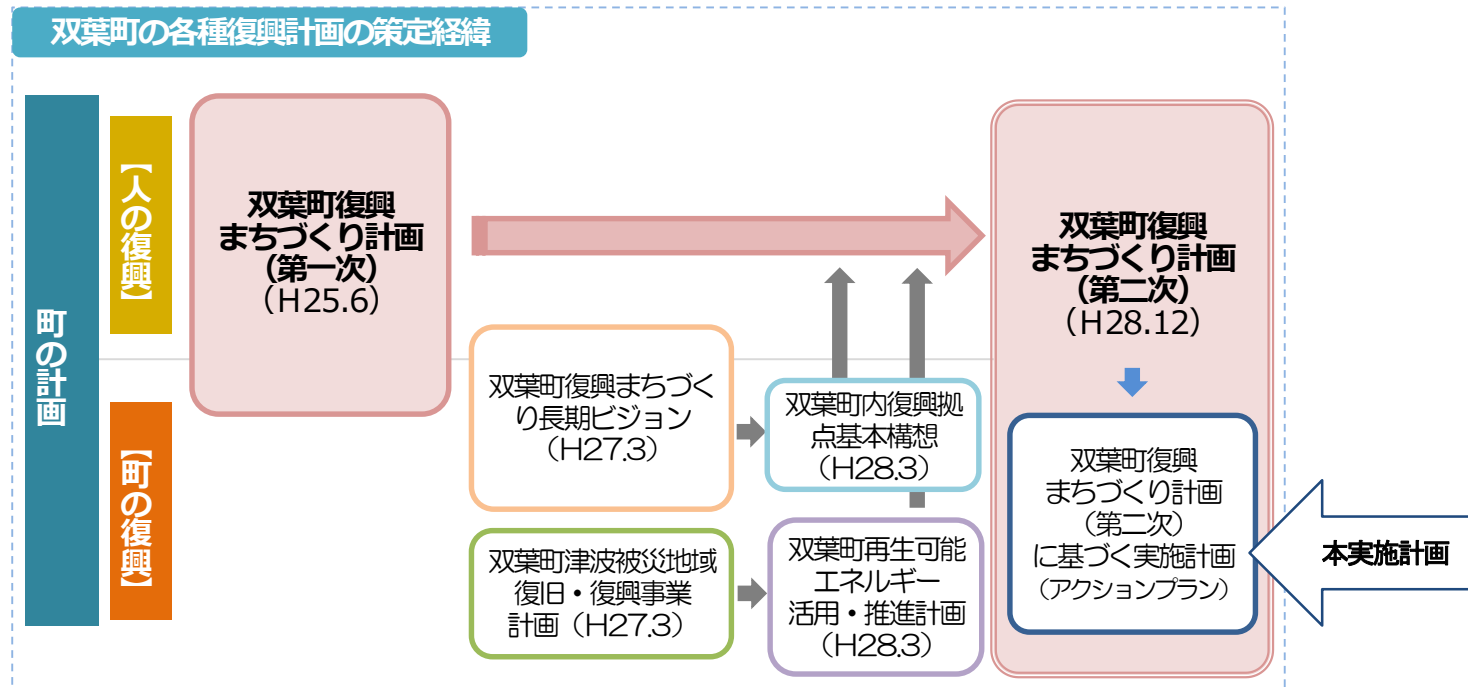
福島県双葉町



双葉町復興まちづくり計画（第二次）に基づく実施計画の策定にあたって

1. 実施計画の位置付け

本実施計画は、「双葉町復興まちづくり計画（第二次）」（平成 28 年 12 月策定）（以下「第二次計画」という。）に記載された施策について、その実現を図るため、今後取り組むべき具体的な事業を記載するものです。



2. 実施計画の目的

本実施計画の目的は、「第二次計画」に位置付けられた施策を実現するため、向こう3か年度の計画期間において取り組むべき主な施策・事業を計画的に進めることであり、具体的な町の復旧復興事業の取組を明らかにするとともに、復興に向けた取組に係わる予算編成の指針ともなるものです。

3. 実施計画の計画期間

平成29年3月に策定した本実施計画の計画期間は、平成29（2017）年度から平成31（2019）年度までの3か年度とします。

4. 実施計画の策定体制

「第二次計画」の策定を受け、関係各課との事業実施に向けたヒアリングを実施するとともに、「双葉町復興町民委員会」及び「双葉町復興まちづくり計画推進会議」での協議や有識者会議からの提言を踏まえ、策定しました。

5. 実施計画の概要

「第二次計画」は付図に示すように、7つの章で構成されています。

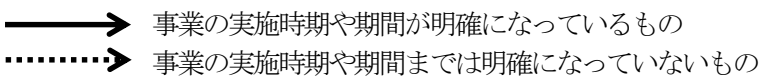
I章からIII章までは、まちづくりの考え方を整理しており、IV章からVII章までは、施策の展開について記載しています。

本実施計画は、「第二次計画」のIV章からVII章までに記載された施策と連動して構成されています。

第二次計画の目次構成	実施計画の目次構成
IV章 町の復興	I 町の復興
V章 生活再建	II 生活再建
VI章 町民のきずな・結びつき	III 町民のきずな・結びつき
VII章 計画の実現に向けて	IV 計画の実現に向けて

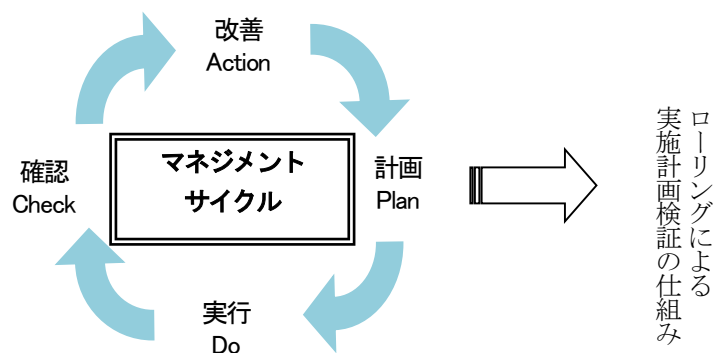


また、本実施計画は、以下の項目から構成されています。

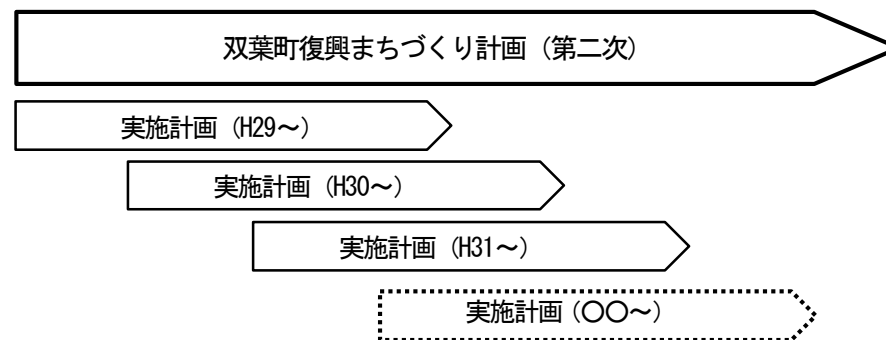
項目		内容
検索番号		施策に通し番号を付しています。
施策名		「双葉町復興まちづくり計画（第二次）」に掲載されている施策毎に分類しています。
事業主体		事業を実施する主体を「国」、「県」、「町」及び「民」で示しています。
事業	概要	施策の内容を記載しています。
	主な事業	今後3か年度に取り組む主な事業を記載しています。
進捗状況 (H28年現在)	未着手	現在検討中のものも含み、まだ事業が具体化されていないものです。
	進行中	既に、事業が着手されているものです。
	完了	平成28年度までに、事業が完了したものです。
今後3か年度	H29	 今後3か年度の取組の時期や期間を示しています。 —————▶ 事業の実施時期や期間が明確になっているもの▶ 事業の実施時期や期間までは明確になっていないもの
	H30	
	H31	
担当課		各事業を進めていく上で、中心となる担当課を示しています。

6. 実施計画進捗管理の仕組み

町民ニーズや諸情勢の変化等に柔軟に対応できるよう、毎年度マネジメントサイクル方式とローリング方式により見直しを行います。



※マネジメントサイクル方式とは、PDCA（PLAN（計画）-DO（実行）-CHECK（確認・評価）-ACTION（調整・改善）の一連の管理システムのこと。回すことにより、的確な復興活動を継続的かつ効果的に行うことができる



※ローリング方式とは、毎年度修正や補完などを行うことで、変化する支援ニーズや諸情勢の変化に弾力的に対応し、計画と現実が大きくずれることを防ぐやり方

～ 目 次 ～

I 町の再興（上記計画 IV章）	1	2 自立した生活の再建に向けた取組	19
1 双葉町内復興拠点の各ゾーンの整備の方向性	1	(1) 生活の再建	19
(1) J R双葉駅周辺における「住む拠点」の整備		① 生活再建に必要な支援の継続・拡充等	19
(2) J R常磐線の復旧とJ R双葉駅の供用再開	1	② 迅速・確実・十分な賠償	20
① 新市街地ゾーン	1	(2) 事業活動支援と就業支援	21
② まちなか再生ゾーン	2	① 事業活動支援	21
(3) 中野・両竹地区における「働く拠点」の整備	5	② 就業支援	22
① 新産業創出ゾーン	5	3 健康的で生き生きとした生活の実現に向けた取組	23
② 再生可能エネルギー・農業再生モデルゾーン	6	(1) 保健・医療・介護・福祉体制の確保	23
(4) 浜野地区における「発信拠点」の整備		① 保健・医療・介護・福祉サービスの確保	23
(5) アーカイブ拠点施設と復興祈念公園の連携による情報発信	9	② 長期的な健康管理体制の確保等	24
① 被災伝承・復興祈念ゾーン	9	(2) 高齢者等の健康・生きがいづくり	25
(6) 町内復興拠点の広がりとしての段階的な整備	11	① 健康維持の支援体制	25
① 耕作再開モデルゾーン	11	② 介護予防等のための取組（趣味・生きがいづくり）	26
② 町内復興拠点の各ゾーンの拡張エリア	11	III 町民のきずな・結びつき（上位計画 VI章）	27
(7) 関連インフラの整備	13	1 町民のきずなの維持・発展に向けた取組	27
① 復興シンボル軸の整備等	13	(1) 町民の交流機会の確保	27
② 海岸堤防・海岸防災林の整備	13	① 交流活動への支援	27
II 生活再建（上位計画 V章）	15	② 交流拠点の確保・活用	28
1 不自由な避難生活の改善に向けた取組	15	(2) 町からの情報提供の充実・円滑化	29
(1) 住環境の整備	15	① 情報提供の充実化	29
① 応急仮設住宅と借上げ住宅	15	② 情報発信の円滑化	30
② 住宅の確保とスムーズな転居	15	2 次世代を育み、ふるさとを繋いでいくための取組	31
(2) 双葉町外拠点の整備	17	(1) 双葉町を担う次世代の育成	31
① 双葉町外拠点の基本的な考え方	17	① 次世代リーダーの育成	31
② 双葉町外拠点の中心としての勿来酒井地区復興公営住宅	17	② 子育て支援	32

(2) 教育環境の充実	33
① 双葉町立学校における魅力ある教育の推進	33
② 避難先における子どもたちの支援・きずなの維持	34
③ 社会教育の推進	34
(3) ふるさとの荒廃の防止等	35
① ふるさとの現状調査・管理・保全等	35
② 一時帰宅の改善	37
③ 墓参への支援等	38
(4) 双葉町の歴史・伝統・文化の記録と継承	39
(5) 震災・事故の教訓と復興の過程の記録・発信・伝承	41
IV 計画の実現に向けて（上位計画 VII章）	43
1 関係者の連携による計画の推進と進捗管理	43
(1) 関係者の連携による計画の推進	43
(2) 進捗管理	44
2 連携・協働	45
(1) 国・県・周辺市町村との連携・協働	45
① 国・県との連携・協働	45
② 周辺市町村との連携・協働	46
(2) 町民との協働・民間活力の積極的活用	46
3 今後検討を進めるべき課題	47
(1) 帰還計画の作成と、防災・避難計画の見直し等	47
(2) 各種の公共・公益施設の再開方針の整理等	48
(3) 帰町を見合わせる町民への支援・情報提供の在り方	49
(4) 新規転入者の受入れに向けて	49
(5) さらに復興加速化に向けた取組	50

I 町の再興 (上位計画 IV章)

1. 双葉町内復興拠点の各ゾーンの整備の方向性

検索 番号	施策名	事業 主体	事業		進捗状況 (H28 現在)			今後3か年度			担当課
			概要	主な事業	未 着 手	進 行 中	完 了	H 29	H 30	H 31	

(1) JR 双葉駅周辺における「住む拠点」の整備 (2) JR 常磐線の復旧と JR 双葉駅の供用再開

① 新市街地ゾーン (上位計画 P39)

1	i 除染	国	面的除染を国と連携して取り組みます。	ア) 同意取得		○		→			建設課 復興推進課
				イ) 除染工事		○		→			建設課 復興推進課
2	ii 解体	国	半壊以上の建物について国と連携して解体を進めます。	ア) 罹災判定		○		→			戸籍税務課
				イ) 解体	○			→			建設課 復興推進課
3	iii 基盤整備	町	敷地の造成、道路や給排水電気設備等の詳細設計を行い、基盤整備工事を実施します。	ア) 構想・計画・許認可等		○		→			復興推進課 建設課 教育総務課
				イ) 基本設計・実施設計	○			→			復興推進課 建設課 教育総務課
				ウ) 基盤整備工事	○					→	
4	iv 帰還する町民用住宅	町	復興公営住宅等、帰還する町民用の住宅整備を行います。	ア) 構想・計画		○		→			復興推進課 建設課
				イ) 基本設計・実施設計	○				→		復興推進課 建設課
				ウ) 建築工事	○					→	

5	v 就業者用住宅	民	民間事業者と連携し、就業者用の住宅整備を進めます。	ア) 構想・計画	○							復興推進課 建設課 産業課
				イ) 誘致等	○							復興推進課 建設課 産業課
6	vi 生活関連施設	町	公共公益・商業機能を備えた官民複合施設を整備し、生活関連サービスを先行的に提供します。	ア) 構想・計画		○						復興推進課 建設課 産業課
				イ) 基本設計・実施設計	○							復興推進課 建設課 産業課
				ウ) 建築工事	○							復興推進課 建設課 産業課
② まちなか再生ゾーン (上位計画 P40)												
7	i 除染	国	面的除染を国と連携して取り組みます。	ア) 同意取得	○							建設課 復興推進課
				イ) 除染工事	○							建設課 復興推進課
8	ii 解体	国	半壊以上の建物について国と連携して解体を進めます。	ア) 罹災判定		○						戸籍税務課
				イ) 解体	○							建設課 復興推進課
9	iii 基盤整備	町	除却、道路・給排水電気設備等の詳細設計を行い、基盤整備工事を実施します。	ア) 基本設計・実施設計	○							復興推進課 建設課 教育総務課
				イ) 基盤整備工事	○							復興推進課 建設課 教育総務課
10	iv JR 双葉駅	町民	平成 31 年度末までの JR 常磐線の運転再開及び双葉駅の再開に取組めます。	ア) 駅舎の機能回復	○							復興推進課 建設課
				イ) 鉄道施設の復旧		○						復興推進課 建設課

検索 番号	施策名	事業 主体	事業		進捗状況 (H28 現在)			今後3か年度			担当課	
			概要	主な事業	未 着 手	進 行 中	完 了	H 29	H 30	H 31		
11	v 駅前交流拠点	町 民	官民複合施設を中心とした生活関連サービスの提供、道路を含めた駅前空間の再整備、ステーションプラザを活用した交流拠点の確保及び東西自由通路の確保に取り組みます。	ア) 構想・計画		○		→			復興推進課 建設課 産業課 健康福祉課 総務課	
				イ) 基本設計・実施設計	○				→		復興推進課 建設課 産業課 健康福祉課 総務課	
				ウ) 工事	○				→		復興推進課 建設課 産業課 健康福祉課 総務課	
12	vi 歴史・文化交流拠点	町	歴史・文化に触れられる施設の整備を行います。	ア) 構想・計画	○				→		復興推進課 建設課 教育総務課	
				イ) 基本設計・実施設計	○					→		復興推進課 建設課 教育総務課
				ウ) 工事	○					→		復興推進課 建設課 教育総務課
13	vii 沿道交流拠点	町	公共公益機能施設の整備を行います。	ア) 構想・計画	○				→	復興推進課 建設課 健康福祉課 産業課 総務課		

				イ) 基本設計・実施設計	○					→	復興推進課 建設課 健康福祉課 産業課 総務課
				ウ) 工事	○					→	復興推進課 建設課 健康福祉課 産業課 総務課
14	viii まちなかの景観保全 と賑わい再生	町民	町民・事業者・行政の協働により、 旧国道や前田川沿いを中心に、まちなか における双葉を感じる景観の 保全と賑わいの再生を目指して取 り組めます。	ア) 構想・計画	○					→	復興推進課 建設課 産業課
				イ) 事業化	○					→	復興推進課 建設課 産業課
15	ix 既存ストック・空閑 地の有効活用の推進	町	空き地・空き家情報の整理・発信や、 空き地・空き家の有効活用に向けた 検討に取り組めます。	ア) 構想・計画	○					→	復興推進課 建設課 産業課
				イ) 事業化	○					→	復興推進課 建設課 産業課

I 町の再興（上位計画 IV章）

1. 双葉町内復興拠点の各ゾーンの整備の方向性

検索 番号	施策名	事業 主体	事業		進捗状況 (H28 現在)			今後3か年度			担当課
			概要	主な事業	未 着 手	進 行 中	完 了	H 29	H 30	H 31	

(3) 中野・両竹地区における「働く拠点」の整備

① 新産業創出ゾーン（上位計画 P45）

16	i 除染	国	面的除染を国と連携して取り組みます。	ア) 同意取得			○				建設課 復興推進課
				イ) 除染工事			○				建設課 復興推進課
17	ii 解体	国	半壊以上の建物について国と連携して解体を進めます。	ア) 罹災判定			○				戸籍税務課
				イ) 解体		○	→			建設課 復興推進課	
18	iii 基盤整備	町	敷地の造成、道路や給排水電気設備等の詳細設計を行い、施工を実施します。	ア) 構想・計画・許認可等			○				復興推進課 建設課 教育総務課 産業課
				イ) 基本設計・実施設計		○	→			復興推進課 建設課 教育総務課 産業課	

				ウ) 基盤整備工事	○								復興推進課 建設課 教育総務課 産業課
19	iv 民間企業に賃貸する 産業用地	町	福島第一原子力発電所の廃炉・除染・インフラ復旧等に従事する事業 所向けの基盤整備や、東京電力ホールディングス株式会社福島復興本社及び関連企業の誘致に取り組み ます。	ア) 構想・計画	○								復興推進課 産業課
				イ) 誘致等	○								復興推進課 産業課
20	v 民間企業が入居可能 な共同事業所	町	町内事業者の事業再開や新たな民 間事業者の立地支援に取り組みま す。	ア) 構想・計画	○								復興推進課 産業課
				イ) 基本設計・実施設計	○								復興推進課 産業課
				ウ) 建築工事	○								復興推進課 産業課
21	vi 産学連携施設	町	イノベーション・コースト構想の受 け皿として、廃炉に係わる技術者研 修拠点、大学教育拠点、共同研究室 等の誘致に取り組みます。	ア) 構想・計画	○							復興推進課 教育総務課 産業課	
				イ) 誘致等	○								復興推進課 教育総務課 産業課
② 再生可能エネルギー・農業再生モデルゾーン (上位計画 P48)													
22	i 除染	国	面的除染を国と連携して取り組み ます。	ア) 同意取得									建設課 復興推進課
				イ) 除染工事									建設課 復興推進課
23	ii 解体	国	半壊以上の建物について国と連携 して解体を進めます。	ア) 罹災判定									戸籍税務課
				イ) 解体		○							建設課 復興推進課

検索 番号	施策名	事業 主体	事業		進捗状況 (H28 現在)			今後3か年度			担当課
			概要	主な事業	未 着 手	進 行 中	完 了	H 29	H 30	H 31	
24	iii 再エネ発電拠点	民	再生可能エネルギーの拠点として 農地を活用します。	ア) 構想・計画・許認可等		○		→			復興推進課 産業課
				イ) 事業化		○		→			復興推進課
25	iv 水田再生活用拠点等	民	農業再生と原風景の回復を図りま す。	ア) 構想・計画			○				産業課 復興推進課
				イ) 事業化	○			→			産業課 復興推進課
26	v 次世代園芸チャレン ジ拠点	民	新しい農業・新たな産業を創出しま す。	ア) 構想・計画・許認可等		○		→			産業課 復興推進課
				イ) 事業化	○			→			産業課 復興推進課

I 町の再興（上位計画 IV章）

1. 双葉町内復興拠点の各ゾーンの整備の方向性

検索番号	施策名	事業主体	事業		進捗状況 (H28 現在)			今後3か年度			担当課
			概要	主な事業	未着手	進行中	完了	H29	H30	H31	

(4) 浜野地区における「発信拠点」の整備 (5) アーカイブ拠点施設と復興祈念公園の連携による情報発信

①被災伝承・復興祈念ゾーン (上位計画 P50)

27	i 除染	国	面的除染を国と連携して取り組みます。	ア) 同意取得			○				建設課 復興推進課
				イ) 除染工事			○				建設課 復興推進課
28	ii 解体	国	半壊以上の建物について国と連携して解体を進めます。	ア) 罹災判定			○				戸籍税務課
				イ) 解体			○			→	建設課 復興推進課
29	iii 基盤整備	町	敷地の造成、道路や給排水電気設備等の詳細設計を行い、基盤整備工事を実施します。	ア) 構想・計画・許認可等			○			→	復興推進課 建設課 教育総務課 産業課
				イ) 基本設計・実施設計			○			→	復興推進課 建設課 教育総務課
				ウ) 基盤整備工事	○					→	復興推進課 建設課 教育総務課

30	iv アーカイブ拠点施設	県	震災・事故の記録・教訓等と復興の あゆみを発信するアーカイブ拠点 施設の整備に県と連携して取り組 みます。	ア) 構想・計画			○				復興推進課 秘書広報課 教育総務課
				イ) 基本設計・実施設計	○				→		復興推進課 秘書広報課 教育総務課
				ウ) 建築工事	○				→		復興推進課 秘書広報課 教育総務課
31	v 産業交流センター	町	アーカイブ拠点施設と連携した役 割分担、地域の防災拠点としての機 能、周辺施設も含めた人の流れ等を 意識しながら、地域交流促進、産業 振興、地域活性化等を図ることがで きる機能を持たせた施設の整備を 行います。	ア) 構想・計画	○				→		復興推進課 建設課 産業課
				イ) 基本設計・実施設計	○				→		復興推進課 建設課 産業課
				ウ) 建築工事	○					→	復興推進課 建設課 産業課
32	vi 復興祈念公園	県	犠牲者への追悼と鎮魂や復興への 強い意志の国内外への発信等を目 的とする復興祈念公園の整備に県 と連携して取り組みます。	ア) 構想・計画・許認可等			○			→	復興推進課 産業課 建設課
				イ) 基本設計・実施設計	○					→	復興推進課 産業課 建設課
				ウ) 造成工事	○					→	復興推進課 産業課 建設課

I 町の再興（上位計画 IV章）

1. 双葉町内復興拠点の各ゾーンの整備の方向性

検索番号	施策名	事業主体	事業		進捗状況 (H28 現在)			今後3か年度			担当課
			概要	主な事業	未着手	進行中	完了	H29	H30	H31	

(6) 町内復興拠点の広がりとしての段階的な整備

① 耕作再開モデルゾーン（上位計画 P59）

33	i 除染	国	面的除染を国と連携して取り組みます。	ア) 同意取得	○			→	建設課 復興推進課
				イ) 除染工事	○			→	建設課 復興推進課
34	ii 解体	国	半壊以上の建物について国と連携して解体を進めます。	ア) 罹災判定		○		—————	→	戸籍税務課
				イ) 解体	○			→	建設課 復興推進課
35	iii 段階的な拡張	町	再生可能エネルギー・農業再生モデルゾーンにおける取組の段階的な拡張を目指します。	ア) 構想・計画・許認可等	○			→	復興推進課 産業課
				イ) 事業化	○			→	復興推進課 産業課

② 町内復興拠点の各ゾーンの拡張エリア（上位計画 P59）

36	i 除染	国	面的除染を国と連携して取り組みます。	ア) 同意取得	○			→	建設課 復興推進課
				イ) 除染工事	○			→	建設課 復興推進課

37	ii 解体	国	半壊以上の建物について国と連携して解体を進めます。	ア) 罹災判定		○					戸籍事務課	
				イ) 解体		○						建設課 復興推進課
38	iii 拡張区域	町	各ゾーンの整備の進捗に応じ、拡張区域として整備を推進します。	ア) 構想・計画・許認可等		○					復興推進課 建設課 産業課	
				イ) 事業化		○						復興推進課 建設課 産業課
39	iv 共同墓地	町	設計を行い、敷地・区画の整備工事を実施します。	ア) 除染				○				住民生活課 建設課
				イ) 実施設計				○				住民生活課 建設課
				ウ) 工事			○					住民生活課 建設課
				エ) 分譲		○						住民生活課

I 町の再興（上位計画 IV章）

1. 双葉町内復興拠点の各ゾーンの整備の方向性

検索 番号	施策名	事業 主体	事業		進捗状況 (H28 現在)			今後3か年度			担当課
			概要	主な事業	未 着 手	進 行 中	完 了	H 29	H 30	H 31	

(7) 関連インフラの整備

① 復興シンボル軸の整備等（上位計画 P60）

40	i 除染	国	国と連携して除染に取り組みます。	ア) 同意取得		○				→	建設課 復興推進課
				イ) 除染工事		○				→	建設課 復興推進課
41	ii 解体	国	半壊以上の建物について国と連携して解体を進めます。	ア) 罹災判定		○				→	戸籍税務課
				イ) 解体		○				→	建設課 復興推進課
42	iii 県道井手長塚線等整備	県	道路の新設、改良および沿道の整備を、県と連携して取り組みます。	ア) 基本設計・実施設計		○		→			建設課
				イ) 道路工事	○					→	建設課

② 海岸堤防・海岸防災林の整備（上位計画 P61）

43	i 除染	国	国と連携して除染に取り組みます。	ア) 同意取得			○				建設課 復興推進課
				イ) 除染工事			○				建設課 復興推進課

44	ii 解体	国	半壊以上の建物について国と連携して解体を進めます。	ア) 罹災判定			○				戸籍事務課
				イ) 解体			○			→	建設課 復興推進課
45	iii 海岸・河川堤防	県	津波災害を軽減する海岸堤防及び河川整備を、県と連携して取り組みます。	ア) 基本設計・実施設計			○			→	建設課
				イ) 整備工事			○			→	建設課
46	iv 海岸防災林	県	かつての海辺の風景を再生するため、防災機能を持つ防災林の整備を、県と連携して取り組みます。	ア) 基本設計・実施設計			○			→	産業課 建設課
				イ) 整備工事			○			→	産業課 建設課

II 生活再建（上位計画 V章）

1. 不自由な避難生活の改善に向けた取組

検索 番号	施策名	事業 主体	事業		進捗状況 (H28 現在)			今後3か年度			担当課
			概要	主な事業	未 着 手	進 行 中	完 了	H 29	H 30	H 31	

(1) 住環境の改善

① 応急仮設住宅と借上げ住宅（上位計画 P65）

47	i 応急仮設住宅等の環 境改善	県 町	応急仮設住宅や借上げ住宅の環境 等について、町民に寄り添った対応 となるように取り組みます。	ア) 再契約支援		○				→	生活支援課
				イ) 点検ヒアリング・修繕等の住環境整備		○				→	生活支援課
				ウ) 合併浄化槽等生活関連施設の法定点検の実施		○				→	生活支援課
48	ii 復興支援バスの運行 継続	町	応急仮設住宅と市街地を結ぶ復興 支援バスの運行継続と運用の改善 に取り組みます。	ア) 応急仮設住宅と市街地を結ぶバス路線の運行		○				→	住民生活課

② 住宅の確保とスムーズな転居（上位計画 P66）

49	i 住宅・土地取得に関 する支援	国 県 町	住宅・土地取得に係る相談体制の整 備や自ら住宅を再建する意思を持 っている方の自宅再建が進むよう 取り組みます。	ア) 相談窓口（住宅再建相談会）の設置と情報提 供		○				→	復興推進課
				イ) 被災者生活再建支援金の申請期間の延長		○				→	住民生活課
				ウ) 住まいの復興給付金制度		○				→	復興推進課
				エ) 住宅確保に係わる税制優遇措置（避難指示解 除準備区域への対応含む）		○				→	戸籍税務課

50	ii 仮設暮らしの解消に向けた取組（公営住宅等への入居の支援など）	国 県 町	復興公営住宅等へのスムーズな転居及び移動手段の確保に取り組めます。	ア) 復興公営住宅等の恒久住宅への移行啓発	○					→	生活支援課
				イ) 避難先の公営住宅への入居制度改正	○					→	復興推進課
				ウ) 復興支援バス等の移動手段の確保	○					→	住民生活課 生活支援課

II 生活再建（上位計画 V章）

1. 不自由な避難生活の改善に向けた取組

検索 番号	施策名	事業 主体	事業		進捗状況 (H28 現在)			今後3か年度			担当課
			概要	主な事業	未 着 手	進 行 中	完 了	H 29	H 30	H 31	

(2) 双葉町外拠点の整備

① 双葉町外拠点の基本的な考え方（上位計画 P68）

51	i いわき市・郡山市・ 南相馬市・白河市に おける県営の復興公 営住宅の整備	県	長期的に居住できる良好な生活環 境を目指し、双葉町民が集まって居 住できる県営の復興公営住宅を県 と連携して整備します。	ア) 入居者の募集		○					復興推進課
				イ) 造成工事			○				復興推進課
				ウ) 建設工事		○		→			復興推進課
52	ii 町民のコミュニティ 拠点としての活用	町	双葉町外拠点に住む人だけでなく、 受入自治体全体又はその周辺に住 む町民全体のきずな（コミュニテ ィ）の場としての機能が発揮でき るように取り組みます。	ア) 復興公営住宅に併設される集会所に関する 県・受入自治体・関係町村との連携・活用		○					復興推進課
				イ) 交流の場の提供		○					生活支援課
				ウ) 町外拠点における双葉町イベントの援助	○					→	産業課 生活支援課

② 双葉町外拠点の中心としての勿来酒井地区復興公営住宅（上位計画 P70）

53	i 勿来酒井地区復興公 営住宅の整備	県	戸建て（72 戸）と共同住宅（108 戸）を県と連携して整備します。	ア) 入居者の募集		○					復興推進課
				イ) 造成工事			○				復興推進課
				ウ) 建設工事		○		→			復興推進課

54	ii 併設施設の整備	県 町 民	町民の安全・安心の確保と利便性の向上が図られた施設となるよう県と連携して取り組みます。	ア) 高齢者の支援、見守りの確保等生活支援	○				→	健康福祉課 復興推進課
				イ) 郡立病院の設置	○				→	健康福祉課 復興推進課
				ウ) 商業施設の設置	○				→	産業課 復興推進課
				エ) 町外拠点及び周辺における宿泊機能の確保	○				→	復興推進課
				オ) 町民や支援団体による集会所や共用施設等の適切な管理運営の援助及び広報活動	○				→	生活支援課 秘書広報課 復興推進課
55	iii 周辺施設との連携	町	役場、学校、福祉施設等、周辺施設との連携強化に努めます。	ア) 双葉町役場いわき事務所との連携	○				→	総務課 生活支援課
				イ) 町立幼稚園・小・中学校との連携	○				→	教育総務課
				ウ) 特別養護老人ホーム及びグループホームとの連携	○				→	健康福祉課

II 生活再建（上位計画 V章）

2. 自立した生活の再建に向けた取組

検索 番号	施策名	事業 主体	事業		進捗状況 (H28 現在)			今後3か年度			担当課
			概要	主な事業	未 着 手	進 行 中	完 了	H 29	H 30	H 31	

(1) 生活の再建

① 生活再建に必要な支援の継続・拡充等（上位計画 P73）

56	i 高速道路の無料化等	国 町	高速道路の無料化の継続について、 国に引き続き要請していきます。	ア) 高速道路の無料化措置の継続		○						総務課
				イ) フリーパス（交通・身分証明書）導入	○							総務課 戸籍税務課 住民生活課
57	ii 医療費等の減免措置	国 県 町	医療費負担等の減免について、国に 引き続き要請していきます。	ア) 医療費の一部負担の減免		○						健康福祉課
				イ) 国民健康保険税の減免		○						健康福祉課
				ウ) 後期高齢者医療等医療保険料の減免		○						健康福祉課
				エ) 国民年金保険料の減免		○						健康福祉課
				オ) 介護保険サービス利用料及び保険料の減免		○						健康福祉課
				カ) 障害者福祉サービス利用負担金の減免		○						健康福祉課

58	iii 生活サポート補助金	町	被災者の生活支援のための補助金等によるサポート体制を充実します。	ア) ふるさとの結びつき維持（交通費、宿泊費の補助など）	○					住民生活課
				イ) 風評被害緩和対策（福島県産品の購入費等の一部補助など）	○				住民生活課	
				ウ) 生活空間の維持・向上（交流会等の参加費、高齢者等のタクシー代の一部の補助など）	○				住民生活課	
				エ) 人材育成・就業支援（子供の学校外教育に係る経費の半額、職業訓練等の補助など）	○				住民生活課	
				オ) その他のメニューの見直し	○				住民生活課	
② 迅速・確実・十分な賠償（上位計画 P75）										
59	i 被害実態に即した賠償の要請	町	丁寧かつ真摯に賠償対応を行うよう、東京電力ホールディングス株式会社へ今後とも強く求めます。	ア) 未請求者への賠償請求要請の促進	○					復興推進課
				イ) 町民の被害実態に沿った賠償と指針の改善	○				復興推進課	
				ウ) 賠償金の相続税や贈与税の特例措置の要望	○				復興推進課 戸籍税務課	
				エ) 公共賠償の調整	○				総務課 産業課 建設課	
60	ii 相談の対応	国 町	賠償手続の広報や請求手続の支援に引き続き取り組み、関係機関と連携しながら、町民の賠償に関する不安や悩みの解消に努めます。	ア) 賠償手続支援のための双葉町弁護士との連携	○					復興推進課
				イ) 賠償事例・Q&A の充実	○				復興推進課	
				ウ) 町民への説明会・相談会の開催の周知	○				復興推進課	

II 生活再建（上位計画 V章）

2. 自立した生活の再建に向けた取組

検索 番号	施策名	事業 主体	事業		進捗状況 (H28 現在)			今後3か年度			担当課
			概要	主な事業	未 着 手	進 行 中	完 了	H 29	H 30	H 31	

(2) 事業活動支援と就業支援

① 事業活動支援（上位計画 P77）

61	i 事業再開等支援	町民	商工会と連携し、事業再開支援の拡充や、官民合同チームによる個別訪問の結果等も踏まえた、個別事情に応じたきめ細かな支援に取り組みます。	ア) 関係機関との連携による事業再開支援制度の拡充と周知等による制度活用促進の窓口	○					→	産業課	
				イ) 商工会の機能強化（人材育成、後継者対策、事業再開促進、風評被害対策、経営支援など）	○					→	産業課	
				ウ) 商品開発等への支援	○					→	産業課	
				エ) 国道6号沿の復興		○					→	産業課 建設課 復興推進課
62	ii 営農再開等支援	国 町	避難先での営農再開に向けた支援に引き続き取り組むとともに、町内における営農再開に向けた取組を進めます。	ア) 営農再開支援制度等の要件緩和や周知等による制度活用促進		○					→	産業課
				イ) 営農再開者への支援等		○					→	産業課
				ウ) 農業復興組合管理による農地の管理・保全	○						→	産業課
				エ) 農業再生モデルゾーンにおける取組	○						→	産業課
				オ) 農業用施設等の除染	○						→	産業課 建設課

② 就業支援 (上位計画 P79)										
63	i 就業支援	国 町	避難先で仕事を得られるよう、就職相談、職業訓練等の体制整備に取り組みます。	ア) 福島広域雇用促進支援協議会事業		○			→	産業課
				イ) 就職支援メニューの対象者拡充や周知、雇用情報の提供		○			→	産業課
				ウ) 町内での雇用創出対策	○				→	産業課

II 生活再建（上位計画 V章）

3. 健康的で生き生きとした生活の実現に向けた取組

検索 番号	施策名	事業 主体	事業		進捗状況 (H28 現在)			今後3か年度			担当課
			概要	主な事業	未 着 手	進 行 中	完 了	H 29	H 30	H 31	

(1) 保健・医療・介護・福祉体制の確保

① 保健・医療・介護・福祉サービスの確保（上位計画 P81）

64	i 避難先自治体における保健・医療・介護・福祉サービスの確保	町民	避難先自治体と連携して、避難先における保健・医療・介護・福祉サービスの課題の把握に努め、課題の改善に努めます。	ア) 郡内町村実施の総合健診が受診できる体制づくり		○					→	健康福祉課	
				イ) いわき地域の総合健診や乳がん検診の受診環境整備		○					→	健康福祉課	
				ウ) 福島市、郡山市、いわき市の医師会の協力による「避難者検診」の実施		○					→	健康福祉課	
				エ) 健康管理システムの活用とサービス適用の充実		○					→	健康福祉課	
				オ) いわき市における仮設の特別養護老人ホームの事業再開への支援		○					→	健康福祉課	
				カ) 郡山市における地域密着型サービス事業所の設置				○					健康福祉課
				キ) 介護保険財政の安定的な運営体制の構築		○					→	健康福祉課	
65	ii 保健師等の人材の長期的な確保	県町	保健師等の人材の確保について、恒久的な確保を含めて国・県等に要請し、町民の皆様の健康管理を適切に実施していく体制の構築を目指します。	ア) 保健師の派遣要請		○					→	健康福祉課 総務課	
				イ) 保健事業検討会の開催		○					→	健康福祉課	
				ウ) 社会福祉法人の事務局体制の強化と介護スタッフの人材確保支援		○					→	健康福祉課	
				エ) 恒久的職員確保		○					→	健康福祉課 総務課	

② 長期的な健康管理体制の確保等 (上位計画 P82)										
66	i 受診体制・フォローアップ体制の確保等	町	長期的な健康管理体制を確保します。	ア) 放射線に関する相談窓口の開設		○			→	健康福祉課
				イ) WBC検査の受検機会の拡充		○			→	健康福祉課
				ウ) 県内外における近隣医療機関での受診体制づくり		○			→	健康福祉課
				エ) 健康手帳の活用		○			→	健康福祉課
				オ) 町の総合健診と県民健康診査の同時受診が可能な体制の整備及びフォローアップ体制の強化		○			→	健康福祉課
				カ) 原発避難者特例法の周知徹底		○			→	健康福祉課
				キ) 受診のための交通手段の支援		○			→	健康福祉課
67	ii 相談会・講演会等の開催	町	放射線医学の専門家による相談会や放射線の理解を深めるための講演会等を開催します。	ア) 放射線医学の専門家による講演、相談会の開催		○			→	健康福祉課
				イ) 個人を対象とした研修会やリスクコミュニケーションの開催		○			→	健康福祉課

II 生活再建（上位計画 V章）

3. 健康的で生き生きとした生活の実現に向けた取組

検索 番号	施策名	事業 主体	事業		進捗状況 (H28 現在)			今後3か年度			担当課
			概要	主な事業	未 着 手	進 行 中	完 了	H 29	H 30	H 31	

(2) 高齢者等の健康・生きがいがづくり

① 健康維持の支援体制（上位計画 P82）

68	i 各種団体や避難先自治体と連携した個別訪問	町	町民への定期的・継続的な戸別訪問について、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会や避難先自治体等と連携して実施していきます。	ア) 問題行動者や要支援者に対する、家庭訪問の継続		○				→	健康福祉課
				イ) 高齢者世帯、単独世帯、母子父子家庭等に対する見守り活動の継続・強化		○				→	健康福祉課
				ウ) 生活支援相談員による訪問活動の実施		○				→	健康福祉課
				エ) 社会福祉協議会・地域包括支援センター等の連携強化		○				→	健康福祉課
				オ) 「子ども健やか訪問事業」の実施		○				→	健康福祉課
				カ) 仮設住宅における被災者生活支援員による「安否確認」の実施		○				→	生活支援課
				キ) 分散避難をしている中での健康被害防止	○					→	健康福祉課
				ク) 避難先高齢者向け配食サービス	○					→	健康福祉課
				ケ) 健康づくり事業の推進		○				→	健康福祉課

69	ii サポートセンターの設置・安否確認システムの活用	町	健康相談・指導、介護予防、孤立防止、心のケア等を目的としたサポートセンターの設置と、高齢者や障害者に対する緊急時の安否確認を迅速に行うための緊急通報システム体制を活用します。	ア) サポートセンターによる健康支援、生活相談・介護予防事業等の実施	○					健康福祉課
				イ) 緊急通報システムの新規設置も含め、民生委員、児童委員、生活支援相談員等との協力体制による事業継続	○				健康福祉課	
70	iii 心のケア支援プログラムの実施	町	避難生活による精神的ストレス等の健康被害を抱えている方々への心のケア支援プログラムを引き続き実施していきます。	ア) 心の健康に関する普及啓発のための広報活動の強化	○					健康福祉課
				イ) 実務者連絡会定期開催による関係者間のネットワークの構築	○				健康福祉課	
				ウ) ケース検討会による専門職及び関係機関との連携強化	○				健康福祉課	
② 介護予防等のための取組（趣味・生きがいづくり）（上位計画 P83）										
71	i 健康教室等の介護予防等に向けた取組	町	介護予防のため、健康体操等の施策を引き続き実施していきます。	ア) 介護予防のための健康教室の開催	○					健康福祉課
				イ) サロンや相談事業の継続的開催	○				健康福祉課	
72	ii 趣味などのテーマ別の集いの企画等	町	交流拠点等を活用して、テーマ別の集いの企画やサロン等の運営を支援します。	ア) 町民の交流拠点の設置	○					生活支援課
				イ) テーマ別の集いの企画等のサロン、各種教室等の運営支援	○				生活支援課 健康福祉課	
				ウ) 避難先高齢者等の生きがいづくり支援策・相談体制の構築	○				健康福祉課	
73	iii 避難先住民との交流促進	町	避難先において生き生きとした生活が送れるように、避難先の自治体や支援団体等と連携し、双葉町民と避難先住民との交流機会の増加を図ります。	ア) 参加費の補助等の交流機会創出支援	○					生活支援課
				イ) 避難先自治体や支援団体等と連携したイベントの開催	○				生活支援課	
				ウ) 交流の場のニーズへの対応	○				生活支援課	

Ⅲ 町民のきずな・結びつき（上位計画 VI章）

1. 町民のきずなの維持・発展に向けた取組

検索 番号	施策名	事業 主体	事業		進捗状況 (H28 現在)			今後3か年度			担当課
			概要	主な事業	未 着 手	進 行 中	完 了	H 29	H 30	H 31	

(1) 町民の交流機会の確保

① 交流活動への支援（上位計画 P87）

74	i 交流組織の設立・運営 支援	町	既存の自治会組織の運営支援に取り組むとともに、自治会のない地域の自治会組織設立支援に引き続き取り組みます。また、行政区総会への参加促進等についても支援します。	ア) 自治会組織の設立・運営支援		○				→	生活支援課
				イ) 「双葉町自治会連絡協議会」の活動支援		○				→	生活支援課
				ウ) 町民交流施設における活動支援		○				→	生活支援課
				エ) 行政区総会への参加促進と活動助成金や集いの事業実施		○				→	総務課
				オ) コミュニティ活動維持のための活動資金の確保・事業紹介		○				→	生活支援課
				カ) コミュニティ支援に関する各種補助制度の紹介		○				→	復興推進課
				キ) 今後の行政区、自治組織の在り方	○					→	総務課 生活支援課

75	ii 交流機会の創出	町	復興支援員と連携した各種交流イベントの開催や町民主体のイベント企画支援に引き続き取り組みます。	ア) 町主体の避難者交流会の企画、開催		○				→	生活支援課 復興推進課
				イ) 各種イベント等を通じた交流の促進		○				→	生活支援課 教育総務課
				ウ) 県外での避難者交流の場への参加		○				→	生活支援課
				エ) 双葉郡全体イベントの実施		○				→	復興推進課
				オ) 白河市で実施している「情報連携会」の他の地域での開催	○					→	復興推進課
② 交流拠点の確保・活用 (上位計画 P88)											
76	i 交流拠点の確保・活用	町	町民の交流拠点の確保・有効活用に努めます。	ア) 交流施設の在り方		○				→	生活支援課
				イ) 新たな地域における交流拠点の整備		○				→	生活支援課
				ウ) 町民交流施設までの交通手段の確保		○				→	住民生活課 生活支援課

Ⅲ 町民のきずな・結びつき（上位計画 VI章）

1. 町民のきずなの維持・発展に向けた取組

検索 番号	施策名	事業 主体	事業		進捗状況 (H28 現在)			今後3か年度			担当課
			概要	主な事業	未 着 手	進 行 中	完 了	H 29	H 30	H 31	

(2) 町からの情報提供の充実・円滑化

① 情報提供の充実化（上位計画 P88）

77	i 町民のニーズに沿った情報提供	町	町HP、タブレット、広報誌等の媒体や、町政懇談会の機会等を活用し、双葉町内の復興や線量の最新情報、避難先での町民の活動状況等、町民の皆様の声を聞きながら、町民が求めている情報発信の充実に取り組めます。	ア) 線量の最新情報		○					秘書広報課 住民生活課 復興推進課	
				イ) 町民の活動状況		○						秘書広報課
				ウ) 各地で開催されるイベント情報の提供（県内外の避難先情報含む）		○						秘書広報課
				エ) 有害鳥獣の状況・注意喚起・発信		○						秘書広報課 産業課
				オ) 避難先交流サイトの設置		○						秘書広報課
				カ) 賠償手続等に関する情報提供		○						秘書広報課 復興推進課
				キ) 町のホームページの随時見直し		○						秘書広報課

78	ii 分かりやすい情報提供	町	情報を受け取る側にとって分かりやすいことを意識した情報提供に取り組むとともに、復興の進捗を町民にリアルタイムで発信するため、新たに復興ポータルサイトを立ち上げます。	ア) 復興ポータルサイトの運営（原子力発電所及び除染の情報、町の復興状況の発信など）		○							復興推進課 秘書広報課	
				イ) 町内空間線量率の推移と放射線量マップの策定		○								復興推進課 住民生活課
② 情報発信の円滑化（上位計画 P89）														
79	i 多様な手段による情報発信	町	様々な世代がいる町民に対し、より迅速に情報が伝わるよう、様々な手段を活用した情報発信に取り組めます。	ア) 広報ふたば、町のホームページ、タブレット端末等による情報提供の推進		○							秘書広報課	
				イ) SNS等の活用による次世代イベント情報の提供		○								秘書広報課
				ウ) コミュニティ情報誌「つなげよう つながろう ふたばのわ」の継続発行		○								秘書広報課
				エ) 地域コミュニティFM放送（FMいわき）による情報発信		○								秘書広報課
				オ) 「ふるさと絆通信」の継続発行		○								秘書広報課
80	ii ソーシャルメディア等の活用による対話型広報	町	ソーシャルメディア等を活用した対話型の広報を活用し、町民ニーズに応じた町政の推進に取り組みます。	ア) タブレット端末の普及と利用促進と活用方策		○							秘書広報課	
				イ) ソーシャルメディアの内容充実		○								秘書広報課

Ⅲ 町民のきずな・結びつき（上位計画 VI章）

2. 次世代を育み、ふるさとを繋いでいくための取組

検索 番号	施策名	事業 主体	事業		進捗状況 (H28 現在)			今後3か年度			担当課
			概要	主な事業	未 着 手	進 行 中	完 了	H 29	H 30	H 31	

(1) 双葉町を担う次世代の育成

① 次世代リーダーの育成（上位計画 P92）

81	i 次世代リーダーの育 成	町	町としてもアンテナを高く張り、志の高い人材の発掘に努めるとともに、情報提供、コーディネート・マッチング支援その他の民間主体による地域密着のまちづくり組織やイベント団体の組成支援を行うこと等により、町の若者が活躍し、成長できる場所づくりに取り組みます。	ア) 復興支援員制度の継続活用と支援員の活動支援		○				→	復興推進課	
				イ) 避難先のNPO団体等との連携促進		○				→	復興推進課	
				ウ) SNSのグループを活用した、若手の協議会等の設立・活動支援（ふたばしゃべり場・ぐるぐるユニット等）		○					→	復興推進課
				エ) 町民有志によるNPO法人の設立支援	○						→	復興推進課
				オ) 民間の担い手組織（まちづくり会社等）の組成と活用	○						→	復興推進課
				カ) イベントを担う人材の発掘と養成	○						→	復興推進課
				キ) 次世代向け双葉町ツアーの実施		○					→	復興推進課

② 子育て支援 (上位計画 P93)											
82	i 子育て支援	町	「双葉町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子育て家庭への支援」、「親子の健康づくりの支援」、「支援が必要な親子への支援」、「次世代を健やかに育む支援体制」の大きく4つの視点からの取組を推進していきます。	ア) 子ども・子育て支援事業計画の推進		○				→	健康福祉課
				イ) 避難先での子育て支援サービスのサポート	○				→	健康福祉課	
				ウ) いわき市における郡内7町村協定事業の「ちびっ子相談会」の開催		○			→	健康福祉課	
				エ) 予防接種・健診お知らせサービス		○			→	健康福祉課	
				オ) ママサロン、ふたば幼稚園における子育てサロンの開催		○			→	健康福祉課 教育総務課	

Ⅲ 町民のきずな・結びつき（上位計画 VI章）

2. 次世代を育み、ふるさとを繋いでいくための取組

検索 番号	施策名	事業 主体	事業		進捗状況 (H28 現在)			今後3か年度			担当課
			概要	主な事業	未 着 手	進 行 中	完 了	H 29	H 30	H 31	

(2) 教育環境の充実

① 双葉町立学校における魅力ある教育の推進（上位計画 P94）

83	i 町独自の教育方針・教育内容・地域教育の推進	町	双葉町教育ビジョンに沿いながら、魅力と特色ある教育を推進します。	ア) 少人数教育、ICT教育、国内交流の実施など、特色ある教育環境づくり		○				→	教育総務課
				イ) 学校教育における地域人材の活用		○				→	教育総務課
				ウ) ALTを活用した英語教育の充実		○				→	教育総務課
				エ) 幼・小・中連携による教育の推進		○				→	教育総務課
				オ) 双葉町の歴史・伝統・文化を学ぶ教育の推進		○				→	教育総務課
				カ) 海外研修の実施		○				→	教育総務課
84	ii 学びを支援する環境整備・学習支援	町	インターネットやICT機器による教育環境の充実や整備の継続とともに、心のケア対策や学習支援に取り組みます。	ア) インターネット環境やICT機器の充実		○				→	教育総務課
				イ) スクールカウンセラー配置による心のケア対策		○				→	教育総務課
				ウ) 放課後学習会の開催		○				→	教育総務課

② 避難先における子どもたちの支援・きずなの維持 (上位計画 P95)										
85	i 安心して教育を受けられる体制の整備	町	避難先において安心して学校生活を送れるよう相談体制を整備し、被災児童生徒就学支援事業により、就学援助費等の支給に取り組みます。	ア) 幼稚園児に対する授業料等の補助		○			→	教育総務課
				イ) 小中学生に対する就学援助費の支給		○			→	教育総務課
				ウ) 被災児童生徒就学支援等事業交付金の国に対する継続支援の要望		○			→	教育総務課
				エ) 町ホームページによる教育支援制度や相談受付の周知及び相談体制の整備		○			→	教育総務課
				オ) 進学情報提供の充実・進学手続き支援		○			→	教育総務課
86	ii 子どもたちのきずなの維持	町	全国に避難している双葉の子どもたちのきずなの維持、保護者同士の交流機会の確保等に努めるとともに、ニーズに応じた新たな取組についても随時検討を進めます。	ア) 「集いの場」の継続的な提供		○			→	教育総務課
				イ) 魅力ある双葉町成人式の開催		○			→	教育総務課
				ウ) 保護者同士の交流の場の工夫と改善		○			→	教育総務課
③ 社会教育の推進 (上位計画 P95)										
87	i 生涯学習事業の実施	町	趣味や生きがいを持つ場として、各避難地域において生涯学習事業(婦人学級等)に引き続き取り組みます。	ア) 避難地域における生涯学習事業(婦人学級等)の実施		○			→	教育総務課
				イ) 子どもや若い世代が積極的に参加したくなる事業の実施		○			→	教育総務課
88	ii スポーツ振興	町	関係団体と連携して、町民の体力向上と心身のリフレッシュのためスポーツの振興に取り組みます。	ア) 生涯スポーツ事業の推進		○			→	教育総務課
				イ) NPO法人双葉ふれあいクラブとの連携		○			→	教育総務課

Ⅲ 町民のきずな・結びつき（上位計画 VI章）

2. 次世代を育み、ふるさとを繋いでいくための取組

検索 番号	施策名	事業 主体	事業		進捗状況 (H28 現在)			今後3か年度			担当課
			概要	主な事業	未 着 手	進 行 中	完 了	H 29	H 30	H 31	

(3) ふるさとの荒廃の防止等

① ふるさとの現状調査・管理・保全等（上位計画 P96）

89	i インフラ等の被害状 況調査・復旧	国 町	現状を的確に把握するとともに、インフラ等の被害状況調査・復旧に取り組めます。	ア) 避難指示解除準備区域内の町道等の災害査定に向けた、測量設計と査定実施の準備	○					→	建設課
				イ) 避難指示解除準備区域内の下水道管の被害調査	○					→	建設課
				ウ) 帰還困難区域の重要度の高い町道の被害箇所の測量設計と査定実施の準備	○					→	建設課
				エ) 上水道施設の双葉地方水道事業団との協議推進	○					→	建設課
				オ) 下水道施設の復旧時期及び計画策定	○					→	建設課
				カ) 町内定期巡回と道路等のインフラの応急復旧	○					→	建設課
				キ) 国道6号4車線化・歩道・自転車道整備	○					→	建設課
				ク) 農林業施設の管理・保全の実施	○					→	産業課

90	ii 倒壊建物の撤去・危険建物の応急修理・除却等	町	倒壊建物撤去や危険建築物の応急処理・除去、屋根の保全、危険物の除去、除草などについて、関係機関と協議しながら引き続き取り組みます。	ア) 片付けゴミの処分等についての国との協議推進		○				→	住民生活課
				イ) 建物解体の実施		○				→	建設課
				ウ) 廃棄物の処理の国への要請		○				→	住民生活課
				エ) 家屋被害認定調査・罹災証明の発行		○				→	戸籍税務課
				オ) 「思い出の品」の早期返却や引き渡し		○				→	住民生活課
91	iii 防犯・防火対策	町	放射線量が相当程度低減している区域における一時帰宅の利便性に配慮しながら、その対策の引き続きの徹底を国に求めるとともに、町としても、警察署等の公的機関や警備会社等と連携した防犯・防火パトロール等に引き続き取り組みます。	ア) 既存の防火水槽の点検		○				→	住民生活課
				イ) 仮設防火水槽の設置		○				→	住民生活課
				ウ) 町内パトロールの実施（防犯・防火体制、一時帰宅時の対応 など）		○				→	住民生活課
				エ) 警察等の関係機関との連携強化による防犯・防災体制の充実化		○				→	住民生活課
				オ) 広域消防と連携した防火対策		○				→	住民生活課
				カ) 双葉町消防団の町内での活動再開	○					→	住民生活課
92	iv 野生鳥獣への対策	町	国への対策強化の要請や広域連携の取組と合わせ、野生鳥獣の捕獲強化対策を検討します。	ア) 有害鳥獣の駆除等対策の実施		○				→	産業課

検索 番号	施策名	事業 主体	事業		進捗状況 (H28 現在)			今後3か年度			担当課
			概要	主な事業	未 着 手	進 行 中	完 了	H 29	H 30	H 31	
93	v 環境保全・放射線量の 低減	国 町	引き続きの除染徹底を関係機関に求めるとともに、国において町内の正確な放射線量を測定し、迅速かつ正確な情報発信を全国民に対して行うよう、強く求めます。また、町内の景観その他の環境保全のため、町内の除草や、農地や里山の保全管理の実施に関する検討を進めます。	ア) 今後の除染の進め方についての国との協議		○					建設課
				イ) 除染技術の開発の国等への要請		○					建設課
				ウ) (仮称) 双葉インターチェンジ建設予定地、水道管理設町道、町内共同墓地候補地の除染		○					建設課
				エ) 屋内外の放射線量の測定		○					住民生活課
				オ) 放射性物質測定の実施(食品や水道水、土壌、農地等)		○					住民生活課 産業課 復興推進課
② 一時帰宅の改善 (上位計画 P97)											
94	i 一時帰宅の改善	町	帰還困難区域内であっても線量が相当程度低下している地域への立入手続の簡素化を防犯・防災の確保と併せて国に求める等、一時帰宅の安全性・利便性のさらなる向上に向けて取り組みます。	ア) 一時帰宅時の休憩場所の確保		○					住民生活課 産業課 建設課 教育総務課
				イ) 交通規制及び警護の充実化の要請		○					住民生活課
				ウ) 仮設トイレの維持管理		○					住民生活課
				エ) 防災放送到達エリアの拡充		○					住民生活課
				オ) 主要道路の自由通行化		○					住民生活課
				カ) 宿泊機能の確保		○					復興推進課
				キ) 立ち入り規制の見直し(当日受付、手続の簡素化、回数制限・時間の撤廃)		○					住民生活課

③ 墓参への支援等 (上位計画 P97)											
95	i 既存墓地の保全	町	除草等による保全に取り組みます。	ア) 継続的な除染、除草等の墓地の保全・管理及び進入路の除草		○				→	住民生活課
96	ii 新たな墓地の整備・管理	町	双葉町内の共同墓地使用開始にあわせ、その周辺の道路の除染要望等と併せ、取組を進めます。	ア) 共同墓地の整備と適切な管理		○				→	住民生活課 建設課

Ⅲ 町民のきずな・結びつき（上位計画 VI章）

2. 次世代を育み、ふるさとを繋いでいくための取組

検索 番号	施策名	事業 主体	事業		進捗状況 (H28 現在)			今後3か年度			担当課
			概要	主な事業	未 着 手	進 行 中	完 了	H 29	H 30	H 31	

（4）双葉町の歴史・伝統・文化の記録と継承（上位計画 P98）

① 双葉町の歴史・伝統・文化の記録と継承

97	i 文化財・伝統文化等の 保存・管理	町	歴史・伝統・文化の次世代継承のため、文化財等の保存、管理や民俗芸能等の記録、継承に取り組みます。	ア) 清戸迫横穴の保存・管理	○				→	教育総務課
				イ) 町指定文化財等の保存・管理	○				→	教育総務課
				ウ) 個人・団体所有の文化財等の保存・管理	○				→	教育総務課
				エ) 歴史民俗資料館収蔵資料データベースの構築、保守管理及び公開・活用	○				→	教育総務課
				オ) 暮らし・民俗芸能等記録の収集・デジタル化	○				→	秘書広報課 教育総務課
				カ) 中間貯蔵施設建設予定地内に所在する文化財等の適切な調査・保存	○				→	教育総務課
				キ) 町復興事業予定地内に所在する文化財等の適切な調査、保存	○				→	教育総務課
				ク) 双葉中・体育館「緞帳」のアーカイブ化	○				→	教育総務課

98	ii 学校教育との連携・伝 統行事開催等の支援	町	学校教育を通じた町の歴史・伝統・ 文化の継承、各種イベント企画等に 引き続き取り組みます。	ア) ダルマ市等のふるさと祭りの支援	○	→	産業課
				イ) 相馬野馬追祭の伝統の継承	○	→	産業課 教育総務課
				ウ) 体験活動を通じた歴史・伝統・文化を学ぶ場 づくり	○	→	教育総務課
				エ) 盆踊りへの補助金交付の継続	○	→	教育総務課
				オ) 民俗芸能団体等への活動支援	○	→	教育総務課
				カ) 教育ビジョンにもとづく学校カリキュラムで の双葉町の伝統文化の継承	○	→	教育総務課
				キ) 町民作品展覧会の開催	○	→	教育総務課
				ク) 文化の伝承に関する各種補助・助成制度の関 係機関への継続要望	○	→	教育総務課
				ケ) 芸術文化団体連絡協議会の存続及び強化	○	→	教育総務課
コ) 民俗芸能発表会の開催	○	→	教育総務課				

Ⅲ 町民のきずな・結びつき（上位計画 VI章）

2. 次世代を育み、ふるさとを繋いでいくための取組

検索 番号	施策名	事業 主体	事業		進捗状況 (H28 現在)			今後3か年度			担当課
			概要	主な事業	未 着 手	進 行 中	完 了	H 29	H 30	H 31	

(5) 震災・事故の教訓と復興の過程の記録・発信・伝承（上位計画 P99）

① 震災・事故の教訓と復興の過程の記録・発信・伝承

99	i アーカイブ化・記録誌 の編纂	町	震災アーカイブ事業の実施や震災記録誌の編纂等を通じ、周辺自治体とも連携しながら、情報の記録や震災遺産の収集等に取り組みます。	ア) アーカイブ事業の実施（収集・展示・保管）	○					→	教育総務課 秘書広報課
				イ) 震災と原発事故と町の復興の記録誌の編纂	○					→	秘書広報課
				ウ) 大学等との連携による震災関係資料の保全及び調査事業の継続	○					→	教育総務課
100	ii 震災・事故の経験や教訓・復興への取組を発信	町	復興ツーリズム等のアーカイブ拠点施設や復興祈念公園等への来訪者等を対象とした取組の検討を進めます。	ア) 震災・事故の教訓に関する資料の展示	○					→	教育総務課
				イ) 事故の経験・教訓を全国に発信する「語り部」の育成	○					→	教育総務課
				ウ) 避難生活の現状や復興へ向けた取組の広報活動の強化	○					→	秘書広報課 復興推進課
				エ) 原子力災害復興ツーリズムの検討	○					→	復興推進課
				オ) 原子力災害復興・防災教育等に関するシンポジウムの開催	○					→	復興推進課

IV 計画の実現に向けて（上位計画 VII章）

1. 関係者の連携による計画の推進と進捗管理

検索 番号	施策名	事業 主体	事業		進捗状況 (H28 現在)			今後3か年度			担当課
			概要	主な事業	未 着 手	進 行 中	完 了	H 29	H 30	H 31	

(1) 関係者の連携による計画の推進（上位計画 P102）

① 関係者の連携による計画の推進

101	i 住民意向調査の継続 的な推進	町	町民の意向を反映した復興事業を 推進するため、関係部署と連携して 継続的に意向調査を実施します。	ア) 意向調査の継続的な実施		○				→	復興推進課
				イ) 回収率向上のための方策		○			→	復興推進課	
				ウ) ICT等を活用した意見集約	○			→	復興推進課 秘書広報課		
102	ii 若手の協議会等との 連携	町	若手の協議会等から出された意見 を計画の作成や施策に反映します。	ア) 若い世代が参画する仕組みの工夫		○			→	復興推進課	
103	iii 委員会の設置	町	計画の進捗管理や計画の推進方策 について審議する、町民代表者や有 識者からなる委員会組織の継続的 な開催を行います。	ア) 第二次復興まちづくり計画の策定・進捗管理		○			→	復興推進課	
				イ) 町民が参加しやすいワークショップの在り方		○		→	復興推進課		
104	iv 双葉町復興まちづく り計画推進会議によ る全庁的な取組体制	町	役場内において、各課横断的に取り 組むため、計画推進組織を継続的に 開催します。	ア) 計画推進会議・計画推進会議幹事会の継続開 催		○			→	復興推進課	

IV 計画の実現に向けて（上位計画 VII章）

1. 関係者の連携による計画の推進と進捗管理

検索 番号	施策名	事業 主体	事業		進捗状況 (H28 現在)			今後3か年度			担当課
			概要	主な事業	未 着 手	進 行 中	完 了	H 29	H 30	H 31	

(2) 進捗管理（上位計画 P102）

① 進捗管理

105	i 実施計画策定	町	「双葉町まちづくり計画（第二次）」 の実施計画を策定します。	ア) 実施計画の策定・改定		○					→	復興推進課
106	ii 事業進捗の進行管理	町	事業進捗について、PDCAを踏ま え、毎年度見直しを行います。	ア) 事業進捗管理		○					→	復興推進課

IV 計画の実現に向けて（上位計画 VII章）

2. 連携・協働

検索番号	施策名	事業主体	事業		進捗状況 (H28 現在)			今後3か年度			担当課
			概要	主な事業	未着手	進行中	完了	H29	H30	H31	

(1) 国・県・周辺市町村との連携・協働											
① 国・県との連携・協働（上位計画 P103）											
107	i 国・県の各種構想・計画との整合	町	国や県の広域的な動きを踏まえ、「双葉町復興まちづくり計画（第二次）」の実現を目指します。	ア) 国・県との連携体制の整備		○					復興推進課
108	ii 各種制度拡充、規制緩和、財政支援等の要請	町	町民の要望に根ざした復興まちづくり計画を実行していくために、国、県に対し、必要に応じて、制度拡充等を求めるとともに、長期的な財政支援を講ずるよう要請していきます。	ア) 国・県に対する要請事項の整理・要望活動		○					復興推進課
109	iii 計画実現に向けた人材確保	町	復興まちづくり計画を推進するための人材育成と確保について、国・県からの支援を要請しつつ、町としても取り組みます。	ア) 職員のスキル及びモチベーション向上のための研修の実施		○					総務課
				イ) 人事評価の実施		○					総務課
				ウ) 国・県に対する職員派遣要請と、全国の自治体からの派遣職員の要請		○					総務課
				エ) 正規職員採用の実施		○					総務課
				オ) 臨時職員の雇用		○					総務課

② 周辺市町村との連携・協働 (上位計画 P103)										
110	i 周辺市町村との連携	町	同様の課題を持つ周辺自治体と可能な限りの連携をし、双葉町の復興の更なる加速化を目指します。	ア) 連絡協議会・勉強会等による情報共有		○			→	復興推進課
111	ii 避難先自治体との連携	町	町民が避難している自治体と引き続き密に連携を取り、町民の支援に取り組みます。	ア) 避難先自治体との関係性の強化		○			→	復興推進課

(2) 町民との協働・民間活力の積極的活用 (上位計画 P103)										
① 町民との協働・民間活力の積極的活用										
112	i 協働による計画の推進	町	町民の思いに根差したこの計画を実現していくために、町民と協働・連携し、計画を推進していきます。	ア) 協働の推進方策		○			→	復興推進課
113	ii 復興支援員制度の活用による人材の確保と育成	町	復興支援員制度を活用して、避難先でのコミュニティーづくりを担う人材の確保・育成を進めます。	ア) 復興支援員の県内外への配置		○			→	復興推進課
				イ) 自治会や町民交流会等の活動支援		○			→	復興推進課
114	iii 協力支援体制の構築	町	様々な分野の学識者・専門家からの協力支援ネットワークの構築に取り組みます。	ア) 学識者や専門家のリスト化と、協力支援ネットワークの構築		○			→	復興推進課

IV 計画の実現に向けて（上位計画 VII章）

3. 今後検討を進めるべき課題

検索 番号	施策名	事業 主体	事業		進捗状況 (H28 現在)			今後3か年度			担当課
			概要	主な事業	未 着 手	進 行 中	完 了	H 29	H 30	H 31	

(1) 帰還計画の作成と、防災・避難計画の見直し等（上位計画 P104）

① 帰還計画の作成と、防災・避難計画の見直し等

115	i 帰還計画の作成	町	帰還に向けた見通しが立ってきた段階で、具体的な帰還計画を作成します。	ア) 帰還計画の作成	○				→	復興推進課
116	ii 防災・避難計画の見直し	町	新たな町の状況にあわせた防災・避難計画の見直しを検討します。	ア) 地域防災計画・原子力防災計画の見直し	○					→	住民生活課 復興推進課

(2) 各種の公共・公益施設の再開方針の整理等 (上位計画 P104)											
① 各種の公共・公益施設の再開方針の整理等											
117	i 町の公共・公益施設の再開方針の整理・検討	町民	施設の被害状況の調査とともに、避難指示解除後の動向を見据えながら、その再開方針の整理・検討を進めます。	ア) 役場機能	○					→	総務課
				イ) 幼稚園、小中学校	○					→	教育総務課
				ウ) 町民が利用する公共施設（公民館、図書館、町民グラウンドなど）	○					→	全課
				エ) 生活ごみ収集機能	○					→	住民生活課
				オ) 生活関連機能の回復	○					→	復興推進課
				カ) 斎場の在り方	○					→	住民生活課
118	ii その他医療・介護施設等の再開方針の整理・検討	町	施設に従事する人材確保を含め、関係機関と協議しながら再開の調整を進めます。	ア) 医療（病院・診療所）の再開	○					→	健康福祉課
				イ) 介護施設等の再開	○					→	健康福祉課
				ウ) 二次医療体制の再構築	○					→	健康福祉課
119	iii 生活交通の在り方の検討	町	公共・公益施設の再開方針を踏まえて、生活交通の在り方を検討します。	ア) 地域公共交通網の在り方	○					→	復興推進課 住民生活課
				イ) 生活交通の確保	○					→	復興推進課 住民生活課

IV 計画の実現に向けて（上位計画 VII章）

3. 今後検討を進めるべき課題

検索 番号	施策名	事業 主体	事業		進捗状況 (H28 現在)			今後3か年度			担当課
			概要	主な事業	未 着 手	進 行 中	完 了	H 29	H 30	H 31	

（3）帰町を見合わせる町民への支援・情報提供の在り方（上位計画 P104）

① 帰町を見合わせる町民への支援・情報提供の在り方

120	i 帰町を迷っている方 等への支援の検討	町	帰町を迷っている方や、町へは帰らないと決めているという方について、避難指示の解除後、当面の二地域居住の支援を含め、どのような支援や情報提供が必要かについて検討します。	ア) 帰町を迷っている方等へのサポート	○			➔	復興推進課
				イ) 二地域居住のサポート	○			➔	復興推進課
				ウ) 空き地・空き家対策	○			➔	復興推進課
				エ) 農地中間管理事業の活用	○			➔	産業課 復興推進課

（4）新規転入者の受入れに向けて（上位計画 P105）

① 新規転入者の受入れに向けて

121	i 新規転入者の受け入れに向けた検討	町	町の再興に向けて、町内や周辺での就労者を対象にした、町民としての受け入れ方針の明確化と、その対策を推進していきます。	ア) 新町民の受け入れ方針の整理	○			➔	復興推進課
-----	-----------------------	---	--	------------------	---	--	--	-------	-------	-------	---	-------

IV 計画の実現に向けて（上位計画 VII章）

3. 今後検討を進めるべき課題

検索 番号	施策名	事業 主体	事業		進捗状況 (H28 現在)			今後3か年度			担当課
			概要	主な事業	未 着 手	進 行 中	完 了	H 29	H 30	H 31	

（5）さらなる復興加速化に向けた取組 （上位計画 P105）

①さらなる復興加速化に向けた取組

122	i 復興のシンボル事業 の検討	町	双葉町の立地特性等を活かし、町の 魅力を高めるとともに、復興を促進 していくようなシンボル事業を実 施します。	ア) シンボル事業の実施	○							復興推進課
-----	-----------------------	---	--	--------------	---	--	--	--	--	--	--	-------